

多面的な評価の検討に当たっての参考資料②

～目次～

○小学校児童指導要録（参考様式）	2
○中学校生徒指導要録（参考様式）	5
○高等学校生徒指導要録（参考様式）	8
○調査書	12
○調査書記入上の注意事項等について	14
○新規高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類	18
○（参考）高等学校生徒指導要録の所見欄の変更について	20
○（参考）昭和50年代以降の調査書等の主な変更の概要	21
○（参考）指導要録と調査書の記載事項に関する主な相違について	22
○中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理（学習評価関係部分抜粋）	23
○平成27年度における新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み	25

小学校児童指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級							
整理番号							

学籍の記録							
児童	ふりがな	性別		入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年入学 第 学年編入学		
	氏名						
	生年月日	平成 年 月 日 生	転入学		平成 年 月 日 第 学年転入学		
	現住所						
保護者	ふりがな			転学・退学等	(平成 年 月 日) 平成 年 月 日		
	氏名						
	現住所			卒業	平成 年 月 日		
入学前の経歴			進学先				
学校名及び所在地 (分校名・所在地等)							
年度	平成 年度		平成 年度		平成 年度		
区分	学年	1	2	3			
校長氏名印							
学級担任者 氏名印							
年度	平成 年度		平成 年度		平成 年度		
区分	学年	4	5	6			
校長氏名印							
学級担任者 氏名印							

様式2(指導に関する記録)

児童氏名	学 校 名					区分	学年	1	2	3	4	5	6					
						学級												
						整理番号												
各教科の学習の記録								外国語活動の記録										
I 観点別学習状況								観点	学年	5			6					
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6										
国語	国語への関心・意欲・態度								コミュニケーションへの関心・意欲・態度									
	話す・聞く能力																	
	書く能力																	
	読む能力																	
社会	言語についての知識・理解・技能								外国語への慣れ親しみ									
	社会的事象への関心・意欲・態度																	
	社会的な思考・判断・表現																	
	観察・資料活用の技能																	
会計	社会的事象についての知識・理解								言語や文化に関する気付き									
算数への関心・意欲・態度								総合的な学習の時間の記録										
算数	数学的な考え方								学年	学習活動	観点	評価						
	数量や図形についての技能								3									
	数量や図形についての知識・理解																	
理科	自然事象への関心・意欲・態度														4			
	科学的な思考・表現																	
	観察・実験の技能																	
	自然事象についての知識・理解																	
生活	生活への関心・意欲・態度								5									
	活動や体験についての思考・表現																	
	身近な環境や自分についての気付き																	
音楽	音楽への関心・意欲・態度								6									
	音楽表現の創意工夫																	
	音楽表現の技能																	
	鑑賞の能力																	
図画工作	造形への関心・意欲・態度																	
	発想や構想の能力																	
	創造的な技能																	
	鑑賞の能力																	
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度																	
	生活を創意工夫する能力																	
	生活の技能																	
	家庭生活についての知識・理解																	
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度																	
	運動や健康・安全についての思考・判断																	
	運動の技能																	
	健康・安全についての知識・理解																	
II 評 定								特別活動の記録										
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
3										学級活動								
4																		
5																		
6																		
								児童会活動										
								クラブ活動										
								学校行事										

児童氏名

行動の記録															
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
学年						
1						
2						
3						
4						
5						
6						

中学校生徒指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

区分	学年	1	2	3
学級				
整理番号				

学籍の記録							
生徒	ふりがな	性別		入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年入学 第 学年編入学		
	氏名						
	生年月日	平成 年 月 日生			転入学	平成 年 月 日 第 学年転入学	
	現住所						
保護者	ふりがな	転学・退学等		(平成 年 月 日) 平成 年 月 日			
	氏名						
	現住所			卒業	平成 年 月 日		
入学前の経歴				進学先 就職先等			
学校名 及び 所在地 (分校名・所在地等)							
年度	平成 年度		平成 年度		平成 年度		
区分 学年	1		2		3		
校長氏名印							
学級担任者 氏名印							

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名						区分	学年	1	2	3		
							学級						
							整理番号						
各教科の学習の記録													
I 観点別学習状況													
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3		
国語	国語への関心・意欲・態度												
	話す・聞く能力												
	書く能力												
	読む能力												
	言語についての知識・理解・技能												
社会	社会的事象への関心・意欲・態度												
	社会的な思考・判断・表現												
	資料活用の技能												
	社会的事象についての知識・理解												
II 評定													
数学	数学への関心・意欲・態度					学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術
	数学的な見方や考え方					1							
	数学的な技能					2							
	数量や図形などについての知識・理解					3							
理科	自然事象への関心・意欲・態度					学年	教科	保健体育	技術・家庭	外国語			
	科学的な思考・表現					1							
	観察・実験の技能					2							
	自然事象についての知識・理解					3							
総合的な学習の時間の記録													
音楽	音楽への関心・意欲・態度					学年	学習活動	観点	評価				
	音楽表現の創意工夫					1							
	音楽表現の技能												
	鑑賞の能力												
美術	美術への関心・意欲・態度												
	発想や構想の能力												
	創造的な技能												
	鑑賞の能力												
保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度					2							
	運動や健康・安全についての思考・判断												
	運動の技能												
	運動や健康・安全についての知識・理解												
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度					3							
	生活を工夫し創造する能力												
	生活の技能												
	生活や技術についての知識・理解												
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度								特別活動の記録				
	外国語表現の能力												
	外国語理解の能力												
	言語や文化についての知識・理解												
					内 容	観 点	学 年	1	2	3			
					学級活動	生徒会活動	学校行事						

生徒氏名

行動の記録									
項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公徳心				
総合所見及び指導上参考となる諸事項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しきれば ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						

高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（参考様式）

様式1（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4
ホームルーム					
整理番号					

学籍の記録						
生徒	ふりがな		性別	入学・編入学	平成 年 月 日 第1学年入学 第 学年編入学	
	氏名					
	生年月日	平成 年 月 日生				
保護者	現住所		転入学	平成 年 月 日		
	ふりがな					
	氏名					
現住所		留学等	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日			
卒業		平成 年 月 日				
入学前の経歴		平成 年 中学校卒業	進学先 就職先等			
学校名及 び所在 地 (分校名・所在地等)						
課程名・学科名						
年度		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
区分	学年	1	2	3	4	
校長氏名印						
ホームルーム 担任者氏名印						

各教科・科目等の修得単位数の記録

教科	科目	修得単位数 の計
各学 科に 共通 する各 教科・ 科目	国語総合	
	略	
	〃	
	地理歴史	〃
	〃	
	〃	
	公民	〃
	〃	
	数学	〃
	〃	
各教科・ 科目	理科	〃
	〃	
	〃	
	保健 健育	〃
	〃	
	芸術	〃
	〃	
	外國語	〃
	〃	
	語	〃

教科	科目	修得単位数 の計
主とし て専門 に看護	家庭	〃
	〃	
	〃	
	情報	〃
	〃	
	学校設定教科	〃
	〃	
	〃	
	〃	
	農業	〃
家庭 に看護	工業	〃
	〃	
	商業	〃
	〃	
	水産	〃
	〃	
	家庭	〃
	〃	
	看護	〃
	〃	

教科	科目	修得単位数 の計
おいて開設される各教科・科目	情報	〃
	報	〃
	福祉	〃
	祉	〃
	理数	〃
	体育	〃
	音楽	〃
	美術	〃
	英語	〃
	学校設定教科	〃
総合的な学習の時間		
留学		

様式2(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4
			ホームルーム				
		整理番号					

各教科・科目等の学習の記録										
各教科・科目等		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	修得単位数の計	備考
		評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定		
教科等	科目等									
各学科に共通する各教科・科目	国語	国語総合								
	語	略								
	地歴	"								
	理史	"								
	公	"								
	民	"								
	数	"								
	学	"								
	理	"								
	科	"								
	保育	"								
	健育	"								
	芸	"								
	術	"								
	外	"								
	国語	"								
	家	"								
	庭	"								
	情	"								
	報	"								
主として専門学科において開設される各教科・科目	農業	"								
	工業	"								
	商業	"								
	水産	"								
	家庭	"								
	看護	"								
	情報	"								
	福祉	"								
	理数	"								
	体育	"								
	音楽	"								
	美術	"								
	英語	"								
	学定	"								
	校教	"								
	設科	"								
総合的な学習の時間		/	/	/	/	/	/			
小計		/	/	/	/	/	/			
留学		/	/	/	/	/	/			
合計		/	/	/	/	/	/			

生徒氏名

総合的な学習の時間の記録

学習活動	
評価	

特別活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌弱等の日数	留学中の 授業日数	離しがれば ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							

別紙様式
(表)

認定書

※		※				※		※									
1. ふりがな 氏名		性別				現住所	都道府県				市区						
							町村				丁目	番号					
学校名	国立 公立 私立	高等學校 中等教育學校 特別支援學校 (分校)				昭和 平成	入学、編入学、転入学 年月				(第 学年)						
							卒業				平成 年月 卒業見込						
全・定・通		普通・専門()・総合															
2. 各教科・科目等の学習の記録																	
教科・科目				評定				修得単位数計	教科・科目				評定				修得単位数計
				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年						第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目																
	3. 各教科の評定平均値												統合的な学習の時間				
平均値		教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外國語	普・家庭	普・情報	全体の評定平均値				
平均値																	
平均値																	
4. 学習成績概評		成績段階別人数															
段階		A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	(人)	人			

(裏)

※	※	※	※							
5. 出欠の記録										
	学年 区分	1	2	3	4	学年 区分	1	2	3	4
	授業日数					欠席日数				
	出席停止・忌引き等の日数					出席日数				
	留学中の授業日数					備考				
出席しなければならない日数										
6. 特別活動の記録	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年			
7. 指導上参考となる諸事項	(1) 学習における特徴等 (2) 行動の特徴、特技等	(3) 部活動、ボランティア活動等 (4) 取得資格、検定等		(5) その他						
	第1学年									
	第2学年									
	第3学年									
	第4学年									
8. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容									
	評価									
9. 備考										
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 平成 年 月 日 学校名 所在地 校長名 印 記載責任者職氏名 ㊞										

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本工業規格A4判（210×297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、A3縦型表判（297×420mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。
なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（　）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　）内に記入すること。
また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）
- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。
 (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。
 「教科・科目」の欄については、普通教育に関する教科・科目、専門教育に関する教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

(記入例)

教科・科目		評 定				修得単位数 の 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科 目					
	【普通教育に関する教科・科目】					
国	国語総合	4				4
語	古典B		3			4
<hr/>						
【専門教育に関する教科・科目】						
農	農業科学基礎	3				4
業	環境科学基礎		5			4
<hr/>						

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、自立活動については、空欄に「自立活動」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。
なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。
- (3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。
また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。
- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。
- 8 「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については、次のように記入すること。
なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。
- (1) 各教科の評定平均値の欄に記載する教科名について、普通教育に関する教科・専門教育に関する教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「普」「専」を教科名に併記すること。
 - (2) 各教科の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。
なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

(計算例)

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修得単位数 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科 目					
理 科	物理基礎	3				2
	化学基礎		3			2
	生物基礎			5		2

- (3) 全体の評定平均値は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

(計算例)

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(国語4+3)+(地歴5+4+4)+\dots}{(国語2)+(地歴3)+\dots} \\ \frac{(保育4+3+4+4+5)+\dots+(家庭5)}{(保育5)+\dots+(家庭1)} = \frac{120}{31} = 3.87$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の評定平均値は、「3.9」となる。

教科・科目		評定				の 修得単位数 計
教科	科 目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
国語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地理歴史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保育	体 育	4	3	4		8
	保 健	4	5			2
家庭	家庭総合	5				4

(注) 保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の評定平均値	学習成績概評
5. 0 ~ 4. 3	A
4. 2 ~ 3. 5	B
3. 4 ~ 2. 7	C
2. 6 ~ 1. 9	D
1. 8 以下	E

- (2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

- (3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を()内に記入すること。

- 10 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末（ないしは、最終学年の成績を判定した時点）現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

- 1 1 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。
(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。
所属する係名や委員会名、学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。
(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。
① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。
② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。
- 1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等、(2)行動の特徴、特技等、(3)部活動、ボランティア活動等、(4)取得資格、検定等、(5)その他特に必要と認められる事項等について記入することとし、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。
なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。
- 1 3 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。
なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。
- 1 4 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。
また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。
- 1 5 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。
なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。
- 1 6 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。
なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」
(平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育部長・文部科学省生涯学習政策局長通知)より前に高等学校を卒業した者及び中途退学した者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」(平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育部大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知)に該当する者に係るものとする。
(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。(なお、「修得単位数の計」については、記載すること。)
(2) 「各教科の評定平均値」の欄及び「全体の評定平均値」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。
(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。
① 未履修教科・科目名。
② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。
③ 評定平均値は未履修科目を除いて算定していること。

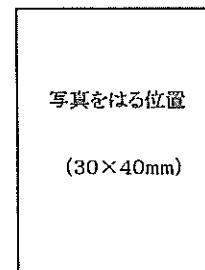
【新規高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類】

(応募書類 その1)

履歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな		性別
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな		
現住所		
ふりがな		
連絡先		



資格等	取得年月	資格等の名称	
		校内外の諸活動	
趣味・特技			
志望の動機			
備考			

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学歴・職歴	平成 年 月	高等学校入学
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

(別紙1)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

調査書

(応募書類 その2)

ふりがな				性別					
氏名	昭和・平成 年 月 日生			現住所					
学校名					在学期間	平成 年 月 入学 (第 学年) 編入学・転入学			
課程名	全・定・通	学科名	科		平成 年 月 卒業・卒業見込				

特別活動の記録	欠席日数	1年	2年	3年	4年
出席状況	欠席の主な理由				

身体状況								検査日・平成 年 月	
身長	cm	視	右 ()	聴	右	左	備考		
			力					左	

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す)

本人の長所・推薦事由等									

記載者	印
-----	---

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日
 (所在地) 〒
 (学校名)
 (電話番号)
 (校長名)

印

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

		修得単位数			
		1年	2年	3年	4年
総合的な学習の時間					
	留学				

高等学校生徒指導要録の所見欄の変更について

1. 平成5年高等学校生徒指導要録改訂の趣旨について

平成5年の高等学校生徒指導要録改訂（平成6年度より学年進行で適用）においては、生徒一人一人の特性を多面的・総合的に評価し、個性の伸長に役立つようにすることを、基本方針のひとつとして挙げている。

生徒一人一人の特性を多面的・総合的に捉え、それぞれの可能性を積極的に見出し、それを伸ばすよう努めることが大切であり、指導要録における評価についてもこの点を踏まえたものとするよう、改訂を行った。

2. 「指導上参考となる諸事項」について

従前の様式例においては細分化されていた「各教科・科目の学習の記録」の「所見」欄や「行動及び性格の記録」欄、「進路に関する記録」欄、「標準検査の記録」欄について、「特記事項」欄を改めた「指導上参考となる諸事項」欄に統合し、生徒の特性を総合的に一括して記録することとした。特に「行動及び性格の記録」欄については、基本的な生活態度や自主性など10の評価項目を示し評価を行うこととしていたが、高等学校段階の生徒の多様な実態に鑑み、全国一律の評価項目によって三段階により評価するよりも、むしろ自由に記入した方が生徒の特性を把握する上でより適切とし、評価項目を示していない。

平成5年改訂前様式例

(昭和56年改訂以降)

生徒氏名		経験年令				特質・活動・社会の記録						
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年				
1. 基本的な生活態度	2. 集団への貢献	1. 活動の実績	2. 集団への貢献	1. 活動の実績	2. 集団への貢献	1. 活動の実績	2. 集団への貢献	1. 活動の実績	2. 集団への貢献			
2. 自主性	3. 共同心	4. 公正心	5. 社会性	6. 公共心	7. 公正心	8. 社会性	9. 公正心	10. 社会性	11. 公正心			
行動及び性格の記録												
項目		学年	1	2	3	4	項目	学年	1	2	3	4
1. 基本的な生活態度							1. 基本的な生活態度					
2. 自主性							2. 自主性					
3. 共同心							3. 共同心					
4. 公正心							4. 公正心					
5. 社会性							5. 社会性					
6. 公共心							6. 公共心					
7. 公正心							7. 公正心					
8. 社会性							8. 社会性					
9. 公正心							9. 公正心					
10. 社会性							10. 社会性					
11. 公正心							11. 公正心					
所見		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年							
参考												
進路に関する記録		選択状況の記録										
第1学年		学年	就学月日	校名の名称・結果・備考								
第2学年												
第3学年												
第4学年												
付記事項												

平成5年改訂様式例

生徒氏名		特質・活動・社会の記録							
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
指導上参考となる諸事項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									
第4学年									
出欠の記録									
登校	はなしD登	登校未定	登校の場合はD登	登校日数	欠席D登	欠席日数	休業	休業日数	備考
1									
2									
3									
4									

昭和50年代以降の調査書等の主な変更の概要

昭和59年度→昭和60年度入学者選抜実施要項

【変更内容】

- ・入学者選抜に活用しやすくするため、教科以外の高校時代における活動状況を見やすくした。

平成8年度→平成9年度入学者選抜実施要項

【変更内容】

- ・平成5年に改訂された高等学校生徒指導要録が適用される平成6年度高等学校入学生の学年進行に合わせて、調査書様式を改訂。

平成16年度→平成17年度入学者選抜実施要項

【変更内容】

- ・障害者施策の進展等の状況を踏まえ、一律に徴収していた健康診断書を大学の必要に応じて徴収することと併せて、調査書の健康状況の欄を削除。

平成22年度→平成23年度入学者選抜実施要項

【変更内容】

- ・「資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価する内容を、どのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について募集要項にできる限り記載すること」とし、併せて調査書の様式を変更。

平成25年度→平成26年度入学者選抜実施要項

【変更内容】

- ・調査書に記載された内容等について、必要に応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとする旨を追記。
- ・調査書記入の注意事項に、職業教育を主とする専門学科における記載の追記。
- ・スーパーサイエンスハイスクールの記載を追記。

平成27年度→平成28年度入学者選抜実施要項

【変更内容】

- ・調査書記入の注意事項に、自立活動、スーパーグローバルハイスクールの記載を追記。

指導要録と調査書の記載事項に関する主な相違について

		指導要録	調査書
様式における記載事項	生徒氏名等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	保護者氏名等	<input type="radio"/>	—
	入学前の経歴	<input type="radio"/>	—
	入学・編入学時期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	転入学・転学・退学	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	留学・休学	<input type="radio"/>	—
	卒業(見込)時期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	進学先・就職先	<input type="radio"/>	—
	学校名等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	各教科・科目の評定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	各教科・科目等の修得単位数	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	評定平均値	—	<input type="radio"/>
	学習成績概評 (当該生徒の成績段階、学校の成績段階別人数)	—	<input type="radio"/>
	総合的な学習の時間の記録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	特別活動の記録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	総合所見等	<input type="radio"/>	○※
	出欠の記録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※指導要録の記載事項のうち、(1)学習における特徴等、(2)行動の特徴、特技等、(3)部活動、ボランティア活動等、(4)取得資格、検定等、(5)その他について平成23年度要項より記載欄を設定。

中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理 (学習評価関係部分抜粋)

3. 学習評価の在り方について

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、子供たちの学習状況を評価するものである。「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、この学習評価の在り方が極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めることが求められる。
- 子供たちの学習状況を評価するために、教員は、個々の授業のねらいをどこまでどのように達成したかだけではなく、子供たち一人一人が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉えていくことが必要である。
- また、学習評価については、子供の学びの評価に留まらず、下記4.(1)に述べる「カリキュラム・マネジメント」の中で、学習・指導方法や教育課程の評価と結び付け、子供たちの学びに関する学習評価の改善を、教育課程や学習・指導方法の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

(評価の三つの観点)

- 現在、各教科について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、総括的に捉える評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。評価の観点については、従来の4観点の枠組みを踏まえつつ、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえて再整理され、現在、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の四つの観点が設定されているところである。
- 今後、小・中学校を中心にしてきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくためには、学校教育法が規定する三要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、評価の観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に沿った整理を検討していく必要があると考える。その中で、観点別学習状況の評価と、それらを総括した評定との関係についても、改めて整理していくことが求められる。
- 観点別学習状況の評価の観点は、各教科における教育の目標と表裏一体の関係にあることから、今後、各教科において、育成すべき資質・能力を踏まえて教育の目標を検討する際には、評価の観点の在り方と一貫性を持った形で検討を進めていくことが必要である。
- その際、2.(2)①iii)（「学びに向かう力、人間性等」）に示された資質・能力には、

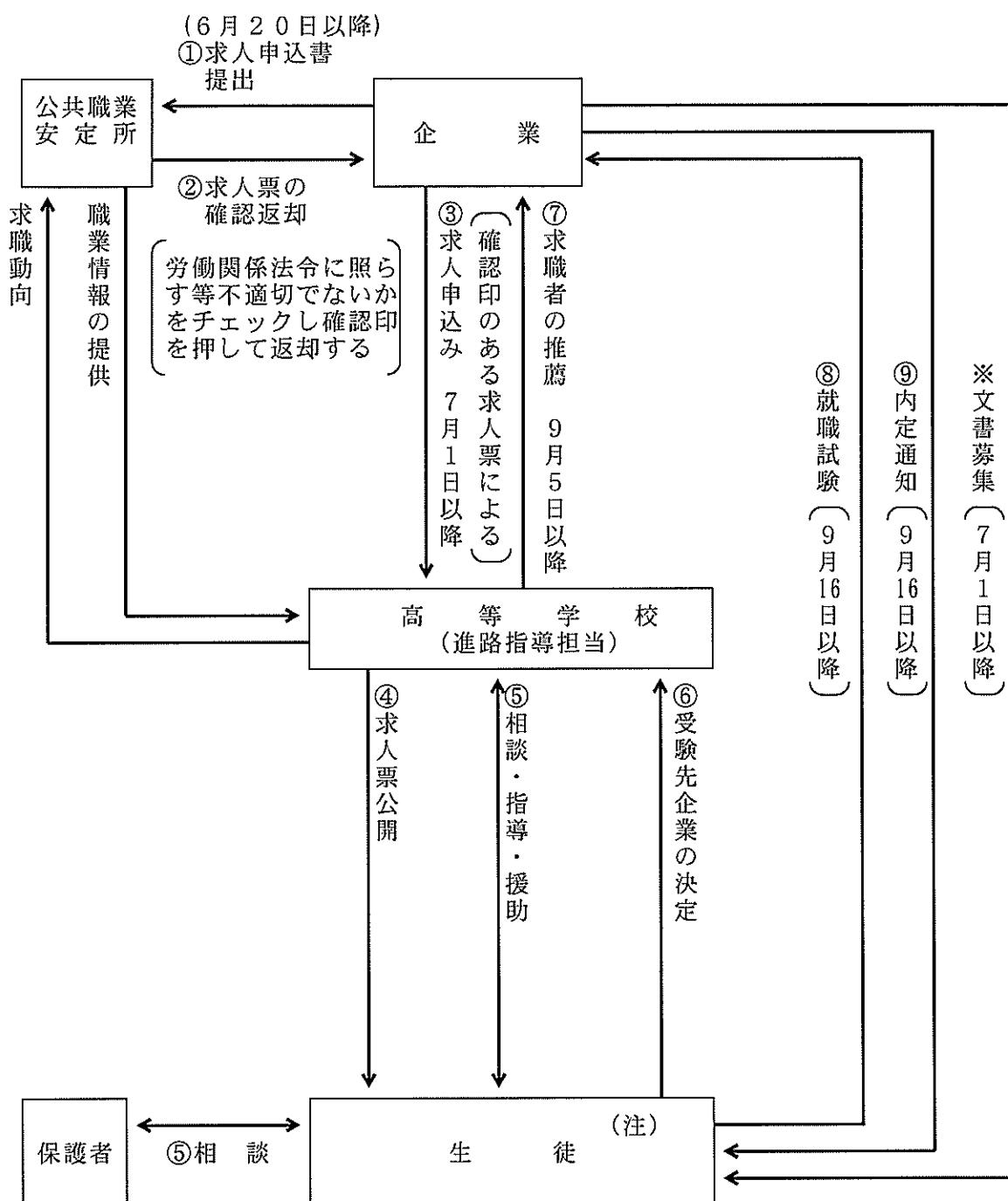
感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきである。

- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

(評価に当たっての留意点等)

- 現在の「関心・意欲・態度」の評価に関しては、例えば、正しいノートの取り方や挙手の回数をもって評価するなど、本来の趣旨とは異なる表面的な評価が行われているとの指摘もある。「主体的に学習に取り組む態度」については、このような表面的な形式を評価するのではなく、2. (3) ②iii) に示した「主体的な学び」の意義も踏まえつつ、子供たちが学びの見通しを持って、粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげるという、主体的な学びの過程の実現に向かっているかどうかという観点から、学習内容に対する子供たちの関心・意欲・態度等を見取り、評価していくことが必要である。こうした姿を見取るためにには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要があり、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。
- なお、こうした観点別学習状況の評価については、小・中学校と高等学校とでは取組に差があり、高等学校では、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されているところである。義務教育までにバランスよく培われた資質・能力を、高等学校教育を通じて更に発展・向上させることができるよう、高等学校教育においても、指導要録の様式の改善などを通じて評価の観点を明確にし、観点別学習状況の評価をさらに普及させていく必要がある。
- また、三要素のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価を取り入れ、ペーパーテストの結果に留(とど)まらない、多面的な評価を行っていくことが必要である。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、子供たちの資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、子供たち自身が把握できるようにしていくことも考えられる。
- こうした評価を行う中で、教員には、子供たちが行っている学習にどのような価値があるのかを認め、子供自身にもその意味に気付かせていくことが求められる。教員一人一人が、子供たちの学習の質を捉えることのできる目を培っていくことができるよう、4. (2) に示すような研修の充実等を図っていく必要がある。
- このような評価の在り方については、本「論点整理」を踏まえ、審議まとめに向けて引き続き専門的な検討を行うことが求められる。

平成27年度における新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み



【採用選考開始期日等】

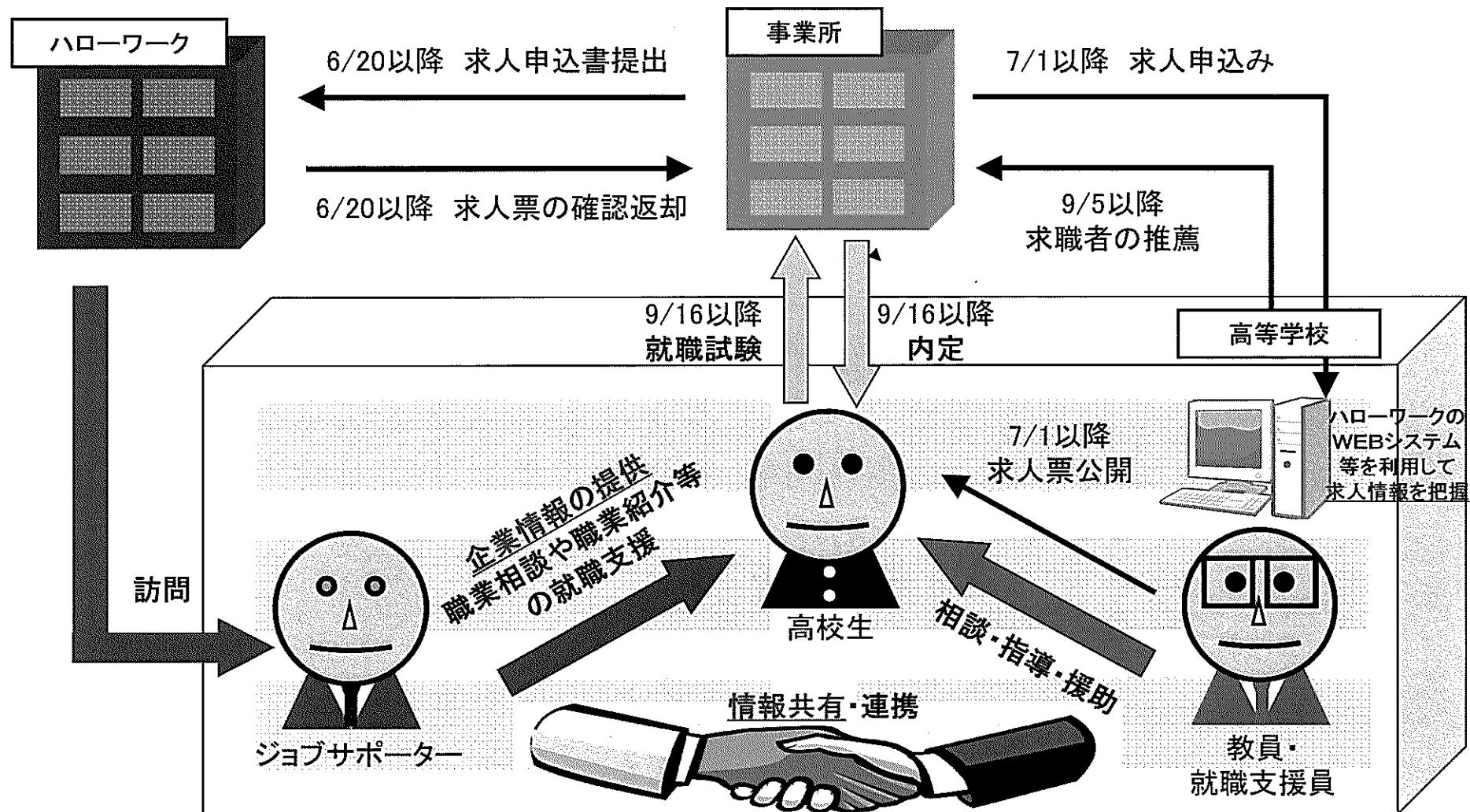
①公共職業安定所による求人申込の受付開始	6月20日
③学校への求人申込及び学校訪問開始	7月1日
⑦企業へ生徒の応募書類提出開始	9月5日
⑧・⑨選考開始及び内定開始	9月16日
※ 文書募集開始	7月1日

文書募集による求人手続きについても、通常の手続きと同様に安定所の確認を受けるとともに、応募の受付は学校又は安定所を通じて行い、推薦開始期日、採用選考期日についても通常の取扱いと同様とする。

(注) 新規中等教育学校卒業者を含むものであること

高校生の就職に関する高等学校とハローワークの連携について

学校教育活動の中で生徒の特徴や適性を把握し、進路指導に精通している高等学校の教員等と、企業訪問等を通じ企業情報を詳細に把握しているハローワークのジョブソーターが、求人情報や生徒の希望等を共有しながら緊密に連携し、的確な情報に基づく指導助言等を行うことで、就職意欲の高い生徒から進路に悩みを抱えた生徒まで、多様な高校生一人一人に対してきめ細かな就職指導が行われている。

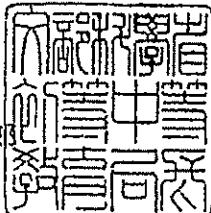




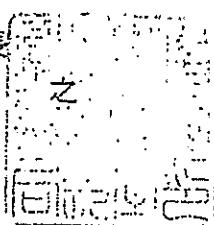
26 文科初第 1445 号
職発 0330 第 2 号
平成 27 年 3 月 30 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎



厚生労働省職業安定局長
生 田 正 之



平成 28 年 3 月 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまで御尽力願ってきたところであります。が、平成 28 年 3 月 新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

ついては、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力のみを中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成 21 年 1 月 19 日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 4 号）等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「新規学校卒

業者の採用に関する指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成28年1月1日以後とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成27年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成27年9月5日（沖縄県については平成27年8月30日）以降となるようにすること。

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成27年9月16日以降とすること。

- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確

な実施等適正な求人の確保を図るために、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(イ) 安定所における求人申込みの受理は、平成 27 年 6 月 20 日から開始するものとすること。

(ウ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 27 年 7 月 1 日以降開始するものとすること。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(イ) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 27 年 6 月 20 日から開始するものとすること。

(ウ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 27 年 7 月 1 日から開始するものとすること。

(エ) 学校における求人申込みの受理は、平成 27 年 7 月 1 日以降開始するものとすること。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 27 年 7 月 1 日以降に行うものとすること。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 28 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成 14 年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、本年度においても、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表すること。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとすること。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自肅を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であって

- も、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

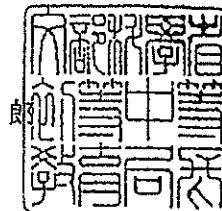
各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成27年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長あて報告すること。



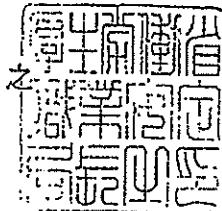
26文科初第1445号
職発0330第3号
平成27年3月30日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次



厚生労働省職業安定局長
生田 正



平成28年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成26年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成27年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力のみを中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、「新規学校卒業者の採用に関する指針」及び「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育

学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。) 及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところあります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成28年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成28年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成27年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成27年9月5日(沖縄県については平成27年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成27年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認(求人票への確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成27年6月20日から開始するものとすること。

- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成27年7月1日以降開始するものとすること。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成27年6月20日から開始するものとすること。

- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成27年7月1日から開始するものとすること。

- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成27年7月1日以降開始するものとすること。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成27年7月1日以降に行うものとすること。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成28年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から

(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

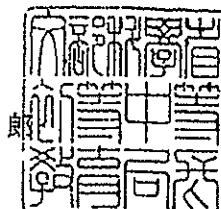


(別添 2)

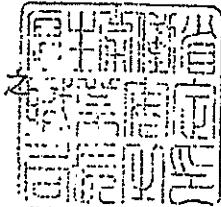
26 文科初第 1445 号
職発 0330 第 4 号
平成 27 年 3 月 30 日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次



厚生労働省職業安定局長
生田 正



平成 28 年 3 月 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、平成 26 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るために、平成 27 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願い申し上げます。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力のみを中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成 28 年 1 月 1 日以後とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 27 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 27 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 27 年 8 月 30 日）以後となるようすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 27 年 9 月 16 日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るために、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 27 年 6 月 20 日から開始するものとすること。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 27 年 7 月 1 日以降開

始するものとすること。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 27 年 6 月 20 日から開始するものとすること。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 27 年 7 月 1 日から開始するものとすること。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 27 年 7 月 1 日以降開始するものとすること。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 27 年 7 月 1 日以降に行うものとすること。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降を行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 28 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第 2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2)から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



(別添 3)

職発 0330 第 5 号
平成 27 年 3 月 30 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成 28 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、卒業年の前年の 7 月 1 日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。

(4) 推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 27 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 27 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。

(5) 選考開始期日については、平成 27 年 9 月 16 日以降とすること。

2 新規中学校卒業予定者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。